

1 特定事業主行動計画の公表（女性活躍推進法第19条第5項）

[弘前市特定事業主行動計画～次世代育成支援対策推進法・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律～](#)

2 特定事業主による行動計画に基づく取組の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表（女性活躍推進法第19条第6項及び第21条）

取組の実施状況

取組1	令和7年度実績
男性職員の育児休業（2週間以上）取得率 100%	61.9%

取組2	令和7年度実績
1人当たりの月平均時間外勤務の時間数 令和5年度現状値（9.8時間）以下	9.8時間

取組3	令和7年度実績
女性職員の育児休業取得率100%	100%

取組4	令和8年4月現在
管理的地位にある職員に占める女性割合 30%	0%

女性の職業選択に資する情報の公表

I 女性職員の採用割合（%）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
採用職員数	14名	15名	9名
女性採用職員数	1名	3名	1名
割合	7.1%	20%	11.1%

II 採用試験の受験者（第一次試験）の女性割合（%）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受験者数	76名	67名	66名
女性受験者数	2名	7名	6名
割合	2.6%	10.4%	9.1%

Ⅲ 職員の女性割合（％）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員数	436名	441名	440名
女性職員数	15名	15名	18名
割合	3.4%	3.4%	4.1%

Ⅳ 管理的地位にある職員に占める女性割合（％）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
0%	0%	0%

Ⅴ 各役職段階に占める女性割合（％）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
係長級	0.9%	1.8%	1.8%
課長補佐級	1.4%	1.3%	1.3%
課長級	0%	0%	0%
部長級	0%	0%	0%

Ⅵ 男女別の育児休業取得率（％）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性職員	25%	39.1%	61.9%
女性職員	100%	該当なし	100%

Ⅶ 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（％）

令和7年度		
区分	男性	女性
1週間未満	0%	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%
2週間以上1月以下	92.3%	0%
1月超3月以下	7.7%	0%
3月超6月以下	0%	0%
6月超9月以下	0%	0%
9月超12月以下	0%	100%
12月超24月以下	0%	0%
24月超	0%	0%

Ⅷ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率（％）

区分	令和5年	令和6年	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	86.4%	82.6%	100%
育児参加休暇取得率	45.5%	60.9%	85.7%

IX 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	0%
全職員	82.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	0%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	95.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0%
31～35年	0%
26～30年	103.7%
21～25年	97.1%
16～20年	70.1%
11～15年	82.7%
6～10年	100.7%
1～5年	96.5%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報における「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は該当者なしのため、0%となっています。

当組合では、全職員の男女比は422:18であり、職務の性質上女性割合が少なくなっております。したがって、2. (1)及び(2)において、0%となっている項目は、当該項目に該当する女性職員がいないためです。また、育児短時間勤務利用者等については、給与を短時間分だけ減額している場合、育児等が女性に偏っている現状があれば、男女の賃金の差異は大きくなる可能性があります。しかし、両性の働き方の違いが縮小すれば、男女の賃金の差異の縮小として反映されるため、算出する上で育児短時間勤務利用者等の給与・人員を除外することは適切ではありません。以上を踏まえ、当組合においても、育児短時間勤務利用等により給与が減額となっている職員もおりますが、給与・人員からは除外しておりません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。